

平成31年1月16日

国土交通大臣 殿

住 所 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
氏名又は名称 関東運輸タクシー株式会社
代表者名 関東 太郎

代表
者印

リース車両の場合はリース会社名

代表者印を押印

理 由 書

この度、平成30年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）において、交付申請時の補助対象経費と実施額に差額が生じた理由は、値引き額の消費税分によるものです。

平成31年1月16日

国土交通大臣 殿

住 所 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
氏名又は名称 関東運輸タクシー株式会社
代表者名 関東 太郎

代表
者印

リース車両の場合はリース会社名

代表者印を押印

理 由 書

この度、平成30年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）において、交付申請時の補助対象経費と実施額に差額が生じた理由は、1台当たり200,000円の値引きが生じたことによるものです。

平成31年1月16日

国土交通大臣 殿

住 所 神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
氏名又は名称 関東運輸タクシー株式会社
代 表 者 名 関 東 太 郎

代表
者印

リース車両の場合はリース会社名

代表者印を押印

理 由 書

この度、平成30年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）事業完了実績報告の提出にあたり、必要書類のうち「補助対象経費の支払いを証する書面」について、現時点において、支払いが済んでいないため添付できません。

については、平成31年2月15日に支払いを予定しており、平成31年2月28日頃までには提出を致します。

